

うるま市こども医療費助成制度が



令和4年 2月から大きく変わります!

現物給付 (窓口無料) の対象年齢を

未就学児から
(小学校入学前)

中学校卒業までに

拡大します!



令和4年2月1日以降の受診分について、健康保険証と一緒にピンク色の受給資格者証を医療機関窓口で提示することで、原則として窓口負担なしで医療サービスを受けることができます。ただし、健康保険の適用を受ける診療分に限ります。

令和4年
1月まで

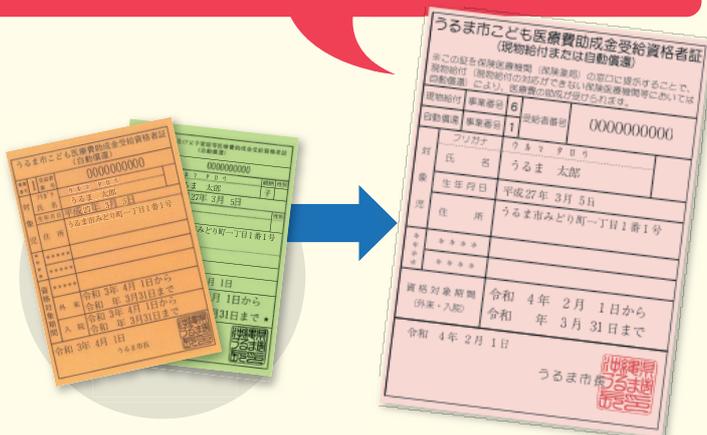
対象児童	助成方式 (資格者証の色)	医療機関での 支払い	一部 自己負担
0歳から 小学校入学前 まで	現物給付 (ピンク)	なし 保険診療分 に限る	なし
小学校から 中学校卒業 まで	自動償還 (オレンジ) 母子父子医療対象 の方はミドリ	あり	入院:なし 通院:1ヶ月1 医療機関につき 1,000円

令和4年
2月から

対象児童	助成方式 (資格者証の色)	医療機関での 支払い	一部 自己負担
0歳から 中学校卒業 まで	現物給付 (ピンク) または 自動償還	なし 保険診療分 に限る	なし

※現物給付に対応していない医療機関の場合は、これまで通り自動償還または児童家庭課窓口での申請による助成となります。

受給資格者証の色が変わります!



小学生と中学生
の受給資格者証は
ピンク色へ!

未就学児は資格対象期間が
延長されます!

新しい受給資格者証は令和4年1月下旬頃に発送を予定しています。
(手続は不要です)



現物給付とは？

うるま市が医療機関へ医療費を支払うため、原則、窓口での支払いがありません。



診療や処方箋(薬)

医療機関

うるま市

■医療機関窓口で健康保険証とあわせて受給資格者証を提示することにより、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができます。(保険診療分に限る)

■現物給付に対応していない医療機関の場合は、医療費を医療機関窓口で支払い、後日、自動償還での助成または児童家庭課窓口での申請による助成となります。

ご注意！ 以下の内容は **助成の対象外** となります。

健康診断や予防接種など

保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)は助成の対象外です。



高額療養費・附加給付金・入院時の食事療養費

高額療養費や附加給付金、入院したときにかかる食事療養費は、助成の対象外です。



学校や保育園等でのけが

学校や保育園等でけがをした場合は、原則として学校の保険が優先となり、助成の対象外です。子ども医療費助成での支払いが判明した場合は、返還金の対象となります。



その他の注意点 以下の場合は **手続きが必要** です。

市外に転出したとき

市外に転出したときは、受給資格者証の返却をお願いします。

※転出後に利用した場合は返還金の対象となります。転出先で新たに受給資格者証の発行手続きをお願いします。



医療費が高額になりそうなとき

入院や手術などで医療費が高額になりそうなときは、事前に「限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関窓口にて提示してください。

※限度額適用認定証の発行は保険証の発行機関へお問合せください。



領収書の提出が必要なとき

以下の場合は、児童家庭課窓口へ領収書(原本)の提出が必要です。診療月の翌月から2年以内に申請してください。

- ▶受給資格者証を提示し忘れた
- ▶子ども医療費助成制度に対応していない医療機関を受診した
- ▶県外の医療機関を受診した

■母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している児童について

母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している小学生・中学生は、受給資格者証が子ども医療費助成のピンク色に変わります。高校生はこれまで通り受給資格者証はミドリ色で自動償還での助成です。